

5 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正について

○ 相談支援体制の充実等について

本年6月30日にお示しした基本的枠組み案のたたき台の「相談支援体制の充実等」について、パブリックコメントにおけるご意見等を踏まえて、追加、修正を行ったところであり、そのポイントについては、以下のとおりである（その他の内容については、本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」にお示しした内容のとおり）。

今後、この基本的枠組み案等を踏まえ、更に指定基準省令、報酬の内容等について検討を行い、お示しする予定である。

各都道府県等においては、平成24年4月の施行に向けて、今回お示しした「基本的枠組み案」を参考に必要な手続等を進めていただくとともに、関係市町村等に対し施行までの必要な準備等を促すなど、新しい相談支援体制の充実等の円滑な施行に向けてご協力と特段のご配慮をお願いしたい。

[今後のスケジュール]

平成23年11月	報酬の算定構造案、請求明細書等の様式案の提示
12月	指定基準省令案、事業者指定の手続き等の提示
平成24年1月	報酬案の提示、事務処理要領案の提示
3月	政省令・告示の公布、留意事項通知、事務処理要領等の発出

(1) 計画相談支援・障害児相談支援について

① 対象拡大に当たっての留意点等

対象拡大については、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者について実施。

なお、施設入所支援と就労継続支援又は生活介護の利用の組み合わせは、ケアマネジメント等の手続きを前提に認めることとしているため、当該組み合わせに係る平成24年4月以降の新規利用者はサービス等利用計画作成が必須となることに留意。

② 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に地域相談支援との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、地域相談支援との兼務を認めることとする。

③ 報酬

ア 障害児に係る計画作成等の報酬について

障害児に係る計画作成等については、特定相談支援事業者（障害児の居宅サー

ビス) 及び障害児相談支援事業者(障害児の通所サービス)の両方の指定を受けた事業者の相談支援専門員が、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成することとし、当該報酬については、障害児相談支援に係る報酬のみを算定する方向で検討。

イ 居宅介護計画(ケアプラン)とサービス等利用計画を担当する者が同一の場合の報酬について

利用者のアセスメントやモニタリング等の業務が一体的に行われるため、サービス等利用計画に係る報酬を減額して一定額を算定する方向で検討。

④ 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間の設定

モニタリング期間については、対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとするとともに、一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示すこととする。

具体的には、市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の提案を踏まえて以下の標準期間及び事項を勘案して個別に定める仕組みとする。

【標準期間(案)】

- | | |
|--|-------------------|
| ① 新規又は変更決定によりサービス内容に著しく変動があった者 ※④を除く | → 利用開始から3ヶ月間、毎月実施 |
| ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域定着支援利用者
※①を除く | |
| ア 現行制度の対象者 | → 毎月実施 |
| イ その他 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |
| ③ 障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く | → 1年ごとに1回実施 |
| ④ 地域移行支援利用者 | → 6ヶ月ごとに1回実施 |

【勘案事項(案)】

- ・ 心身の状況、置かれている環境、総合的な援助の方針、サービスの種類、内容、量、各サービスの目標及び達成時期、支給決定の有効期間 等

また、モニタリング期間設定の手続き(案)については、以下のとおりとする。

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出。
- ③ 市町村は、支給決定に併せて、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、支給決定の有効期間の範囲内(毎月等集中的に実施する場合は1年を越えない範囲内)で「モニタリング期間(毎月、6ヶ月ごと等)」を定め、受給者証(※)に当該期間を記載し、対象者に通知。
※ 受給者証に記載欄を設ける。
- ④ 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)は、市町村が定めたモニタリング期間に基づき、モニタリングを実施。
- ⑤ 市町村は、モニタリング期間を変更(毎月→6ヶ月等)する場合には、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知(受給者証の提出を求め記載を変更)。
- ⑥ なお、対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定できることとする。

⑤ セルフプラン作成者に係るモニタリングの取扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）によるモニタリングは実施しないこととする。

⑥ 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング

サービス事業所との中立性の確保や、サービス事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、別の相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 身近な地域に相談支援事業者がない
- ・ 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合（計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市町村がやむを得ないと認める場合 等

⑦ サービス等利用計画と個別支援計画の関係

サービス等利用計画については、相談支援専門員が、障害福祉サービス等の利用を希望する障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するものであり、個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するものであることに留意すること。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

① 地域移行支援

ア 対象者

- 障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者のほか、以下の者が対象となる。〔法律事項〕
 - ・ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者
 - ・ 障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者
- 精神科病院入院者については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象とし、1年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

イ 地域移行支援の流れ

地域移行支援における支援の流れのイメージについては、以下のとおりである。

〔初期段階〕

- ・ 地域移行支援計画の作成
- ・ 対象者への訪問相談、利用者や家族等への情報提供等

〔中期段階〕

- ・ 対象者への訪問相談（不安解消や動機付け維持等）
- ・ 同行支援（障害福祉サービス事業所の体験利用等）
- ・ 自宅外泊、一人暮らしやグループホーム等の体験外泊
- ・ 関係機関調整

〔終期段階〕

- ・ 住居の確保の支援
- ・ 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入、行政手続き等）
- ・ 関係機関調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

② 地域定着支援

ア 対象者

グループホーム・ケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、基本的に当該事業所の世話人等が対応することが想定されるため、対象外とする。

イ サービス内容

常時の連絡体制の確保は携帯電話による体制でも可とする。

ただし、緊急事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

③ その他（共通事項等）

ア 支給決定主体

現行の障害者支援施設入所者と同様に、精神科病院も含め居住地特例を適用（入院・入所前の居住地の市町村）

イ 人員基準

本年6月30日の「基本的枠組み案のたたき台」においては、管理者、相談支援専門員、地域移行支援・地域定着支援を担当する者について、原則として、事業所ごとに専従の者を配置することとした上で、例外として、業務に支障がない場合に計画相談支援等との兼務を認めることとしていたところである。

しかしながら、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、一体的に業務を行うことが想定されるため、当該内容を修正し、原則として、計画相談支援・障害児相談支援との兼務は認めることとする。

ウ 平成24年度「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（補助金）」の概算要求

地域移行推進員及び個別支援会議については、障害者自立支援法に基づく個別給付によることとしており、本補助事業においては、ピアサポート、協議会、地域体制整備コーディネーター等について概算要求を行っているところである。

④ 精神障害者に係る都道府県・保健所の役割

都道府県・保健所は、地域移行・地域定着について、市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携等の役割を担う。

(都道府県)

- ・ 障害福祉計画に係る入院中の者に係るサービス量の見込について保健所及び市町村等に提示。
- ・ 地方精神保健福祉審議会及び都道府県自立支援協議会を通じ、精神科病院や関係機関への地域移行・地域定着支援の推進に向けた働きかけを実施。
- ・ 一般相談支援事業者の指定権者として、地域相談支援に係る事業者の指導監督の実施等。

(保健所)

- ・ 精神障害者の地域移行・地域定着支援に向けた圏域内の調整及び連携推進、市町村、精神科病院及び関係機関に対しての積極的な働きかけ。
- ・ 自立支援協議会等のメンバーとしての参加及び協力。
- ・ 利用者の状況に応じ、保健師や精神保健福祉相談員等が、地域移行支援・地域定着支援を担当する者と共に、同行訪問及び精神科病院等への連絡調整。
- ・ 市町村に対する管内の精神障害者に係る状況(入院者数等)に係る情報提供等。

(3) 相談支援の提供体制の整備

サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大、地域相談支援の創設を踏まえ、当面、一定の質を確保しつつ、相談支援の提供体制の量的拡大を図っていくことが必要である。

このため、相談支援従事者研修の実施主体の拡大及び民間団体の相談支援事業者の活用について、本年10月26日付けで以下について通知を発出したところである。

都道府県におかれては、当該通知を踏まえて、必要となる相談支援の提供体制の整備を計画的に進めるようお願いする。

① 相談支援従事者研修の実施主体の拡大

相談支援従事者研修の実施主体について、都道府県に加え、都道府県知事が指定する事業者まで拡大する。

※ 「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について(平成23年10月26日 障発1026第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を发出。

② 民間団体の相談支援事業者の活用

公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援の実績について、一定の要件のもと、実務経験として認める。

※ 相談支援専門員の要件としての実務経験の取扱いについて(平成23年10月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室 事務連絡)を发出。

(4) サービス等利用計画の導入と障害福祉サービス利用の組み合わせについて

本年6月30日の基本的枠組み案のたたき台において、就労継続支援の通所による利用が困難な場合における、施設入所支援と就労継続支援の利用の組み合わせ及び障害程度区分が4(50歳以上は3)よりも低い者について、グループホーム・ケアホームでの受け入れが困難な場合等における、施設入所支援と生活介護の利用の組み合わせについて、ケアマネジメント等の手続きを経た上で、利用の組み合わせの必要性が認められる場合には、市町村の判断で認めることができるようにする方向で検討する旨お示しし

ていたところであるが、必要な省令、通知等を改正し、平成24年度から実施する予定である。→ 詳細については16ページ参照

なお、ケアホームにおけるホームヘルパーの利用の組み合わせについては、現行の経過措置を延長することとする。

(5) 基幹相談支援センターの設置について

① 役割のイメージ

地域の相談支援の拠点として、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着の役割を担う。(自立支援協議会の事務局を兼ねることなどにより、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化。)

② 財源

現在の相談支援事業に係る交付税に加え、以下について概算要求を行っているところである。

- ・ 地域生活支援事業費補助金による専門職の配置やコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）に係る補助
- ・ 社会福祉施設整備費補助金による施設整備費の補助

(6) 自立支援協議会の法定化

自立支援協議会については、障害者自立支援法の一部改正や障害者虐待防止法を踏まえ、以下の役割の強化が必要である。

市町村におかれては、地域の実情に応じて、当該役割を担う専門部会の設置等について検討すること。

- ① サービス等利用計画の質の向上を図る役割
- ② 地域移行のネットワークや資源開発の役割
- ③ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの役割

なお、障害者自立支援法の一部改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

当該改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

(7) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

地域生活支援事業費補助金において、必須事業化に伴う費用について概算要求を行っているところである。

○ 障害児支援の強化について

(1) 新しい障害児支援制度の施行について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号。）の公布に伴う児童福祉法の一部改正（以下、「改正法」という。）等により、障害児支援については、身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、現行の知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれた施設体系について、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」に、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化することとしている。

また、併せて今般の改正により18歳以上の障害児施設入所者については、他の大人の障害者と同様、年齢等に応じた適切なサービスが受けられるようにするため、障害者施策（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス）により対応するなどの見直しを図られることとなっている。

改正法を踏まえた基本的な枠組みや考え方については、6月30日の障害保健福祉主管課長会議資料（6月30日の資料47頁以降。以下、「前回の課長会議資料」という。）で提示させていただいたところであり、新しい障害児支援制度においては、身近な地域で支援が受けられるよう量的な拡大と、引き続き、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図るなどの基本的なスタンスに沿って、障害児支援の強化を図っていくこととしている。

今般、障害児施設の一元化後の施設等に係る具体的な実施基準（案）の概要について、各々の障害児通所支援、障害児入所支援ごとに以下のようにお示しするので、各都道府県等においては、管内市町村や施設関係者等への周知を図るとともに、現行の各施設等が新しい施設体系に円滑に移行できるよう必要な指導・助言をお願いしたい。

また、通所支援については、実施主体を都道府県等から市町村に移管するなどの見直しがあり、これらの必要な事務を含めて施行に向けて都道府県・市町村の事務の主な留意点等についても、併せてお示しするので、これを参考にして、各都道府県等においては、平成24年4月の施行に向けて、必要な手続等を進めていただくとともに、関係市町村等に対し施行までの必要な準備等を促すなど、新しい障害児支援制度の円滑な施行に向けてご協力と特段のご配慮をお願いしたい。

（改正内容の理解に資するため、関連資料（116頁以降）も添付しているので、併せて参照されたい。）

なお、各サービスに共通する実施基準（案）設定の基本方針は次のとおりである。現在、今回お示しした実施基準（案）について、11月16日までの期限で、厚生労働省のホームページにおいて、パブリックコメントを実施しているところであり、その結果等を踏まえ、今後、「児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年省令第178号）」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（旧

児童福祉施設最低基準) (昭和23年省令第63号)」について所要の改正を行う予定(改正後の基準を以下「改正指定基準」及び「改正最低基準」という。)であるので、申し添える。

○ 実施基準(案)の設定に関する基本方針について

1. 設定に当たっての基本方針

- ①各施設等の円滑な移行を考慮して基本的な人員基準・設備基準の水準は変更しない。
- ②特定の障害に対する専門的な支援を引き続き提供できるよう配慮するとともに、障害の別なく身近な地域で適切な療育を受けられるようにする。
- ③各施設等における支援が個々の障害等に応じてより計画的かつ効果的なものとなるよう、現行、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに置くこととされている「サービス管理責任者」に相当する者について、障害児施設においても配置する。

2. 経過措置について

前回の課長会議資料(61頁、77頁)等でお示ししたとおり、新しい施設体系への円滑な移行を考慮し、改正法施行前に指定を受けていた施設は、一定期間、施行後においても改正法の指定を受けたものとみなす取扱いを講ずるなどの事業者指定等に関する経過措置を設けている。

したがって、改正前の児童福祉法等によって指定を受けていた施設・事業所は、特にサービス内容を変更せず現行のまま実施する場合は、特別な手続を行わなくても、下記の経過措置のとおり、原則として、そのまま改正法の施設等にみなされ、利用者も継続して利用できる。(ただし、次のとおり、放課後等デイサービスを実施する場合には事業者指定が必要。)

なお、18歳以上の障害児施設入所者への対応や重症心身障害児(者)通園事業の法定化等の改正関係の中には、施行日以降にサービスを利用・実施する場合には、施行日までに事業者指定等の手続が必要となる事項もあるので、遺漏なきよう対応をお願いしたい。

詳細については、「(5) 18歳以上の障害児施設入所者等への対応について」及び「(6) 施行に向けた都道府県、市町村の事務処理(案)について」を参照されたい。

○ 施行日までに手続が必要となるもの

<利用者の支給決定が必要>

- ① 18歳以上の障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用する場合
(※なお、市町村は、本人の申出により手続省略して支給決定する旨の規定(附則第35条)あり)
- ② 重症心身障害児(者)通園事業の利用者であって、児童発達支援(又は放課後等デイサービス)又は障害福祉サービスを継続して利用する場合

③新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合

④現在受けている支給決定の有効期間が平成24年3月31日までとなっている場合

<事業者指定が必要>

①18歳以上の障害児施設入所者に対する障害福祉サービスの指定

②みなし規定に定めのない別のサービスを実施する場合の当該サービスの指定
・知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所のみ）、肢体不自由児施設（通所のみ）
において就学児童に対し支援を行う場合、放課後等デイサービスの指定が必要。

③重症心身障害児（者）通園事業からの移行

・18歳未満の移行先として児童発達支援（又は放課後等デイサービス）の指定、18歳以上の移行先として障害福祉サービスの指定

④施行日以降に、新規で障害児通所支援（保育所等訪問支援を含む）、障害児入所支援を開始する場合

※事業開始の届出も併せて必要。

【障害児通所支援に係る経過措置】

① 通所給付決定に係る経過措置について

・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービス（多機能型、経過的児童デイ等を含む。）に係る支給決定を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第1項）

・ 施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。（附則第23条第3項）

（※）みなし通所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

（※）措置も同様に「みなし措置」の規定がある。

② 事業者指定に係る経過措置について

・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービス（多機能型、経過的児童デイ等を含む。）に係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第1項）

・ 知的障害児通園施設又は盲ろうあ児施設（通所のみにより利用されるものに限る。以下、「難聴幼児通園施設」という。）に係る指定を受けている者は、施行日に、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第2項）

・ 肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。以下、「肢体不自由児通園施設」という。）に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（附則第22条第3項）

（※）いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効。

③ 障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置

- ・ 障害者自立支援法に基づき児童デイサービス(多機能型、経過的児童デイ等を含む。)に係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第1項)
- ・ 障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る設置の届出等をしている者は、施行日に、障害児通所事業等の開始の届出をしたものとみなされる。(附則第33条第2項)
- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、又は肢体不自由児通園施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。(附則第34条第2項)

【障害児入所支援の経過措置】

①入所給付決定に係る経過措置について

- ・ 施設給付決定(通所のみによる利用に係るものを除く。)を受けている者は、施行日(平成24年4月1日)に、入所給付決定を受けたものとみなされる。(附則第26条)
 - (※) みなし入所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。
 - (※) 措置も同様に「みなし措置」の規定がある。

②事業者指定に係る経過措置について

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)
 - (※) みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。この期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効。

③障害児入所施設の設置に係る届出に係る経過措置

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って②の施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

(2) 障害児通所支援について

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、「障害児通所支援」に再編することとしている。この障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援(改正法第6条の2)とされており、それぞれの概要については、次のとおりである。

なお、障害児通所支援を行う事業（障害児通所支援事業）は、第2種社会福祉事業に位置づけられ、地方公共団体や社会福祉法人以外の者も参入しやすいものとなったところである。

① 児童発達支援

＜関連資料121～146頁参照＞

児童発達支援は、前回の課長会議資料（51～61頁）においてお示ししたとおり、身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域の障害児、その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障害児に対し施設を訪問して支援するなどの地域支援にも対応していくことが必要である。

児童発達支援は、改正法においては、障害児に対して、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与」（改正法第6条の2第2項）と定義されている。なお、ここに定める「その他の厚生労働省令で定める便宜」は、現行の児童デイサービスと同様、「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施」と改正省令に規定する予定である。

また、対象となる障害児については、これまで児童福祉法の障害児は「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」とされてきたが、改正法により、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」（改正法第4条第2項）と定義が変更され、障害児の範囲が発達障害を含む精神障害まで拡大される。なお、従来からの取扱いのとおり、支援を受けるに当たっては、療育手帳等の所持の有無を問わず、児童相談所や市町村保健センター、医師等の意見書などで療育の必要性が認められた児童であれば対象となるので、障害児への早期支援の観点からも気になる段階からの積極的な対応をお願いしたい。

児童発達支援は、児童福祉施設に位置づけられた「児童発達支援センター」で行われるほか、法律上、児童発達支援の実施は「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」（改正法第6条の2第2項）とされており、児童発達支援センター以外の場所でも行うことができるものとされている。なお、「その他の厚生労働省令で定める施設」として、現行の児童デイサービスが対象となるよう、児童デイサービスの規定と同じ「便宜を適切に供与することができる施設」と改正省令に規定する予定である。

(ア) 児童発達支援センターについて

＜関連資料121～135頁参照＞

児童発達支援センターは、児童福祉法上の児童福祉施設であり、改正法施行前に児童福祉施設として定義されている知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行が想定される。

児童発達支援センターは、前回の課長会議資料（53～56頁）のとおり、児童福祉施設として有する専門機能を活かし、通所利用の障害児への支援だけでなく、地域支援を積極的に行い、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしていくことが必要であり、このため、今回新たに、児童発達支援センターの業務として地域支援

に取り組むことを実施基準に定める方向で検討している。

通所利用者への支援は、身近な地域で支援が受けられるようするため、希望があればどの障害も分け隔てなく対応していくことが必要であり、「3障害対応」が望ましいものである。しかしながら、他方で、障害の特性に応じて適切な支援が確保されることも肝要であり、地域のニーズの状況等を踏まえ、従来どおり各々の障害を主たる対象とし、専門性を継続することも施設の判断で選択できるようにすることとしている。具体的には、その場合には、施設が定める運営規程において、「事業の主たる対象の障害の種類」を定めることができるようにする予定である。

一方、地域の障害児等を支援する地域支援については、利用者の利便性を考慮し、できる限り全ての障害に対応する「ワンストップ対応」とすることが望ましく、地域の障害児やその家族への相談等を実施する場合には、どの障害にも対応することを基本とし、それが困難な場合には、他の適切な施設・機関等を紹介・あっせんするなどの適切な対応を図ることにより支援を実施することが必要と考えている。

こうしたことから、地域支援の実施方法は、①地域の障害児への相談として、障害児相談支援事業の指定、②地域にある保育所等の施設に通う障害児への支援として、保育所等訪問支援の指定、を受けることを必須とする旨、実施基準の通知等で示す予定としている。また、地域支援の方法には、この他、巡回支援専門員整備事業等の国庫補助事業や、障害児等療育支援事業などの地方単独事業を活用するなどの方法も考えられるので、各施設等が創意工夫を図りながら実施することが期待される。

なお、地域支援の実施については、事業者指定を受けるための実施体制の確保や、効果的に実施するための地域との連携等の課題があり、施行後直ちにこうした体制等を整えることは困難と考えられることから、前回の課長会議資料（60頁）でお示したとおり、施行後の一定期間（平成24年4月1日から3年間を予定）は、地域支援を実施しなくてもよいとする経過措置を講ずることとしている。

こうした考え方を踏まえ、児童発達支援センターの改正指定基準及び改正最低基準（案）の概要は次のように考えている。

○ 児童発達支援センターの改正指定基準及び改正最低基準（案）について

1. 設定の基本的な考え方

児童発達支援センターは、地域の中核的な療育施設としての機能を備えるとともに、現行の知的障害児通園施設と難聴幼児通園施設からの移行が想定されるため、これらの施設が円滑に移行できるよう、現行の基準を考慮し設定。

2. 人員基準

移行が想定される施設の現行の人員基準に概ね違いはないため、基本的な支援を担う職員である児童指導員及び保育士の基準については、支援水準を維持しつつ一本化した基準を設定。なお、現行の知的障害児通園施設にある児童指導員及び保育士の「少年」に対する基準については、放課後等デイサービスの創設を踏まえ廃止する。

また、難聴の障害児などへの適切な支援が提供できるよう、専門職種を配置するほか、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的に支援が提供されるよう、サービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を新たに配置。

(必要な職種)

①嘱託医 1人以上

②児童指導員及び保育士

児童指導員及び保育士の総数は、通じて概ね障害児の数を4で除して得た数以上。

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

③栄養士 1人以上(40人以下の施設にあっては、置かないことができる。)

④調理員 1人以上

(調理業務の全部を委託する施設にあっては置かないことができる。)

⑤その他、必要な職員

(主たる対象とする障害を難聴とする場合には、現行の職能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員を置き、その他、日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合には、必要となる専門職種(理学療法士、作業療法士等)を置く。なお、配置した場合は、児童指導員等の総数に充てることができる。)

⑥児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の実務経験と研修修了を要件とするが、施行後すぐには確保ができない場合があることから、3年間の猶予措置(実務経験のみでも可)を講ずる。)

(※「(4)児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。)

3. 設備基準

共通的な設備、生活に不可欠な設備、生命・健康維持に必要な設備について、現行を踏まえ規定。また、どの障害も受け入れられるよう、屋外遊戯場の基準緩和等、代替できるもの等はできる限り簡素化。

(1) 訓練等に必要な設備

①指導訓練室

定員概ね10人、障害児1人当たりの床面積2.47㎡以上

(ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合には、定員及び床面積の要件は適用しない。)

②遊戯室

障害児1人当たりの床面積1.65㎡以上

(ただし、主たる対象とする障害が難聴の場合には、床面積の要件は適用しない。)

(2) 日常生活に必要な設備、その他の設備

①医務室、②相談室、③調理室、④便所、

⑤屋外遊戯場(児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)

⑥その他、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

(ただし、主たる対象とする障害を知的障害とする場合には静養室を、主たる対象とする障害を難聴とする場合には、聴力検査室を設けること。)

(※) なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

4. 運営基準(主な変更点)

(1) 運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。

(2) 利用定員を「10人以上」とする。

(3) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

(4) 「地域支援の実施」を追加する。

また、報酬については、これらの基準(案)を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるように設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるように、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(イ) 児童発達支援事業(児童発達支援センター以外で児童発達支援事業を行う場合)について(※主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合は(ウ)を参照。)

<関連資料121~129頁、136~138頁参照>

児童発達支援事業は、前回の課長会議資料(51~56頁)のとおり、身近な地域にあって「専ら通所利用の障害児やその家族への支援を提供する、地域の障害児及び家族に最も近接した療育の場」となる役割を担っていく必要があり、そのためにはできる限り実施基準を緩和し一層の実施事業所の拡大を図っていくことが必要である。

このため、児童発達支援事業(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合を除く。)については、これまで身近な地域で療育等を提供してきた実績のある改正法施行前の児童デイサービスからの移行を想定している。

こうした考え方を踏まえ、児童発達支援事業の改正指定基準(案)の概要は次のとおりである。

なお、現行の児童デイサービスは、就学前児童と就学児童が混在して利用している場合があるが、改正法により放課後等デイサービスが新たに創設されたことに伴い、就学児童への支援は原則として放課後等デイサービスの指定も併せて受けることが必要となるので、留意されたい。(みなし期間中は、施行前に児童デイサービスの指

定を受けていた事業所は、施行日において「児童発達支援及び放課後等デイサービス」の指定を受けたものとみなすとされていることから、みなし期間中は支援を継続できるが、その後も引き続き就学児童を含めて支援を行う場合には、みなし指定が失効するまでの間に、再度、両方のサービスの指定を受けることが必要。）

また、地域ニーズや、現行で通園施設が地域にないなど、地域のサービス整備の状況等によっては、児童発達支援事業においても、児童発達支援センターと同様に地域支援を担うことが可能とする方向で検討している。

なお、障害者自立支援法10月施行時の経過的扱いとして現行実施している経過的児童デイサービスについては、引き続き継続できるよう、3年間に限り「経過的児童発達支援」として認めることとしている。さらに、基準該当児童デイサービスについても、「基準該当児童発達支援」として認める予定であり、地域事情等に応じて多様な形態により実施できるようにすることとしている。

○ 児童発達支援事業（児童発達支援センター以外で児童発達支援事業を行う場合）の改正指定基準（案）について

1. 基本的な考え方

児童発達支援事業は、現行の児童デイサービスの基準を考慮して設定。児童発達支援センターと比較し、できる限り必要な実施基準を緩和し、実施事業所の拡大を期待。

2. 人員基準

基本的な支援職員である指導員又は保育士の基準については、現行の児童デイサービスの基準と同一に設定。

また、現行の児童デイサービスにおいては、サービス管理責任者を配置し、支援を提供しているが、このサービス管理責任者の業務を引き継ぐ者として、障害児支援に共通の職種として新設する「児童発達支援管理責任者」に変更する。

（必要な職種）

①指導員又は保育士

指導員又は保育士の総数は、単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。（1人以上は常勤）

障害児の数が10までは、2人以上

障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

②その他必要な職員

（その他、日常生活を営むのに必要な機能訓練等を行う場合には、必要となる専門職種（理学療法士、作業療法士等）を置く。なお、配置した場合は、指導員等の総数に充てることができる。）

③管理者

常勤で、原則として管理業務に従事するもの。(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

④児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の猶予措置を講ずる。) (※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置について」を参照)

3. 設備基準

訓練等に必要な設備、その他の設備及び備品

①指導訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること

②支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

4. 運営基準(主な変更点)、その他の留意事項

(1) 利用定員を「10人以上」とする。

(2) サービス管理責任者を「児童発達支援管理責任者」に変更する。

(3) 障害者自立支援法の障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行うことができるよう、現行の児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。(必要な省令改正を行う予定。)

また、報酬については、改正指定基準(案)を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるように設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるように、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(ウ) 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業について

<関連資料121~129頁、139~144頁参照>

改正法の施行により、これまで予算補助事業として実施してきた重症心身障害児(者)通園事業(以下、「重心通園事業」という。)については法定化し、児童福祉法に基づく恒久的な事業として位置づけられたところである。具体的には、18歳未満の障害児については、「児童発達支援」の対象として、18歳以上の障害者については、障害者施策(障害者自立支援法の障害福祉サービス)の対象とすることとなった。

この法定化に当たっては、前回の課長会議資料(58頁)でお示ししたとおり、現行の小規模な実施形態や、重症心身障害児者への児者一貫した支援の重要性を考慮して、一体的な運営が可能となるよう実施基準等を設定することとしている。

このうち、18歳未満の障害児が利用する児童発達支援(主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合)の改正指定基準(案)の概要については、次のように考えている。

ただし、18歳未満の障害児のうち就学児童に対しては、(イ)の児童発達支援事

業と同様、放課後等デイサービスにより支援を行うことが原則となるので、就学児童が利用する場合には、併せて放課後等デイサービスの指定を受けて放課後等デイサービスの対象児童として実施することが必要である。

なお、重心通園事業については、これまで法律に位置づけられておらず、事業者指定に関する経過措置がないため、施行日までに新規の指定を受けることが必要であるので、都道府県等においては、児童発達支援及び放課後等デイサービス（就学児童が利用する場合）、及び18歳以上が利用する場合の障害福祉サービスについての必要な手続に関し、遺漏がないよう、重心通園事業の確実な移行のための特段のご配慮をお願いしたい。

※18歳以上の障害者への対応については、「(5) 18歳以上の障害児施設入所者等への対応について」を参照。

※事業者指定等に関する手続きについては、「(6) 施行に向けた都道府県、市町村の事務処理（案）について」を参照。

○ 主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業の改正指定基準（案）について

1. 基本的な考え方

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合の児童発達支援事業については、現行の予算補助事業の補助基準（A型及びB型）を考慮し、支援水準の低下をきたさないようにするとともに、現行から確実に移行できるよう、現行の補助基準を考慮し設定。

2. 人員基準

基本的な支援職員である看護師、児童指導員及び保育士、作業療法又は理学療法等の担当職員については、現行の重心通園事業の補助基準と同一に設定。

また、個別支援計画に基づき、計画的かつ効果的に支援を提供できるよう、「児童発達支援管理責任者」を配置。

（必要な職種）

①嘱託医 1人以上

②看護師 1人以上

③児童指導員又は保育士 1人以上

④作業療法又は理学療法若しくは言語療法を担当する職員 1人以上

⑤児童発達支援管理責任者 1人以上

（業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の猶予措置を講ずる。）（※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。）

3. 設備基準

訓練等に必要な設備、その他の設備

①指導訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること

②支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

4. 運営基準（主な変更点）、その他の留意事項

(1) 利用定員を「5人以上」とする。

(2) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

(3) 障害者自立支援法の障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援など）と一体的に行うことができるよう、児童デイサービスに代えて児童発達支援の「多機能型」を認める。

（必要な省令改正を行う予定。）

また、報酬については、改正指定基準（案）を踏まえ、重症心身障害児への専門性を引き続き維持できるよう、現行の重心通園事業の補助基準を考慮して、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

なお、現行の重心通園事業A型のように、設備を有して実施する施設のうち、児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターの基準を満たす施設については、児童発達支援事業ではなく、施設の選択により児童発達支援センター又は医療型児童発達支援センターに移行することができるものと考えているが、こうした場合の児童発達支援センターの指定基準（案）は、重症心身障害児への適切な支援を確保する観点から、次のように考えている。

○ 重心通園事業が児童発達支援センターに移行する場合の改正指定基準（案）

1. 人員基準

嘱託医、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者については、児童発達支援センターの基準と同様とする。また、直接支援を担当する職員について、総数は同数とするが、職種は現行の重心通園事業の基準を考慮したものとする。

（必要な職種）

①嘱託医、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者

（「(ア) 児童発達支援センターについて」を参照。）

②看護師、児童指導員及び保育士、理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員

看護師、児童指導員及び保育士等の総数は、通じて概ね障害児の数を4で除して得た数以上。（※総数は、一般の児童発達支援センターと同じ。）

看護師 1人以上

児童指導員 1人以上
保育士 1人以上
理学療法又は作業療法若しくは言語療法を担当する職員 1人以上

2. 設備基準

児童発達支援センターと同様とする。

(「(ア) 児童発達支援センターについて」を参照。)

なお、指導訓練室、便所、調理室以外は、併設する施設の設備と兼用又は業務に支障がない場合は、置かないことができる。

② 医療型児童発達支援

<関連資料121～129頁、145～146頁参照>

医療型児童発達支援は、改正法において、肢体不自由児につき、医療型児童発達支援センター又は独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの（以下「指定医療機関」という。）に通わせ、「児童発達支援及び治療を行う」こと（改正法第6条の2第3項）と定義されており、医療法による診療所の指定と児童福祉施設の指定を併せて受けることにより、適切なサービス提供をできる体制の確保を図ることが必要である。したがって、医療型児童発達支援センターは、改正法施行前の肢体不自由児通園施設からの移行を想定しているところである。

医療型児童発達支援センターは、児童発達支援センターと同様、児童福祉施設として有する専門機能を活かし、通所利用の障害児やその家族への支援を提供だけでなく、地域の障害児やその家族への支援、保育所等に通う障害児への訪問支援などの地域支援を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割を果たしていくことが必要である。

特に、医療型児童発達支援センターは、医療機能を有するため、在宅で生活する医療的ケアを必要とする障害児に対して地域支援を実施することが期待されている。

こうした考え方を踏まえ、医療型児童発達支援センターの改正指定基準及び改正最低基準（案）の概要は次のとおりである。

なお、就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けて支援を実施することが必要である。

○ 医療型児童発達支援センターの改正指定基準及び改正最低基準（案）について

1. 設定の基本的な考え方

医療型児童発達支援センターは、地域の中核的な療育施設としての機能を備えるとともに、現行の肢体不自由児通園施設からの移行が想定されるため、これらの施設が円滑に移行できるよう、現行の基準を考慮し設定。

2. 人員基準

基本的な支援職員である児童指導員及び保育士の基準については、現行の肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

また、個別支援計画に基づき、計画的かつ効果的に支援を提供できるよう、サービス管理責任者に相当する者として「児童発達支援管理責任者」を新たに配置。

(必要な職種)

①医療法上に規定する診療所として必要とされる従業者

同法に規定する診療所として必要とされる数

②児童指導員 1人以上

③保育士 1人以上

④看護師 1人以上

⑤理学療法士又は作業療法士 1人以上

⑥その他、必要な職員

(日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合、必要となる専門職種(言語聴覚士等)を置く。)

⑦児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の猶予措置を講ずる。)(※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。)

3. 設備基準

現行の肢体不自由児通園施設の基準と同一に設定。

(1) 医療法上に規定する診療所として必要とされる設備

(2) 訓練等に必要な設備

①訓練室、②屋外訓練場、③相談室、④調理室

① 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

② 階段の傾斜を緩やかにすること

(※) なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

4. 運営基準(主な変更点)

(1) 運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。

(2) 利用定員を「10人以上」とする。

(3) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

また、報酬については、これらの基準（案）を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるように設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるよう、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

医療型児童発達支援センターは、前述したとおり、肢体不自由児通園施設からの移行が一般的であるが、一方、肢体不自由児通園施設の運営の実態等から、児童発達支援センターの基準に適合し施設が希望する場合には、医療型ではない児童発達支援センターへの移行が可能である。ただし、その場合には、既存の診療所は、施設から分離して整理が必要であり、これにより①児童発達支援センターでの診療報酬の算定は不可、②利用者負担等の変更が生じることにも留意されたい。

③ 放課後等デイサービス

<関連資料147～149頁参照>

放課後等デイサービスは、学校通学中の障害児に対して、「授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する」（改正法第6条の2第4項）とされている。同条に実施施設として定める「その他の厚生労働省令で定める施設」は、「便宜を適切に供与することができる施設」と改正省令で定めることとしており、具体的には、現行の就学児童を多く受け入れる児童デイサービスからの移行を想定している。

また、放課後等デイサービスは、前回の課長会議資料（63頁）においてお示ししたとおり、「学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを推進」することを目的としており、できる限り通学する学校の近くに設置が進み、学校と密接に連携した支援が提供されることが重要である。また、個々の障害等の状況や保護者の勤務等を考慮して、個々の障害児のニーズに応じて送迎を含めた多様なサービス提供も考慮する必要がある。さらに、通常の放課後に利用する場合と、夏休み等の長期休暇時に利用する場合では、サービス提供時間が異なることから、それに合わせて支援内容の工夫を図ることも必要と考えている。

こうした考え方を踏まえ、放課後等デイサービスの改正指定基準（案）の概要は次のとおりである。

なお、放課後等デイサービスの対象は、学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く。）に就学している障害児であるが、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認められるときは、満20歳に達するまでの間、利用することが可能である。（ただし、障害者自立支援法の生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。）

また、前述のとおり児童発達支援センター等に就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受ける必要があるが、児童発達支援と放課後等デイサービスを併せて実施する場合には、それぞれの人員・設備基準を満たす必要があるため、念のため申し添える。

○ 放課後等デイサービスの改正指定基準（案）について

1. 基本的な考え方

放課後等デイサービスは、量的な拡大を図り、学校の近隣に設置を進める観点から、できる限り必要な実施基準を緩和するとともに、現行の児童デイサービスから移行できるように、現行の児童デイサービスの基準を考慮し設定。

2. 人員基準

基本的な支援職員である指導員又は保育士の基準については、現行の児童デイサービスの基準と同一に設定。

また、現行、児童デイサービスにおいては、サービス管理責任者を配置し、支援を提供しているが、このサービス管理責任者の業務を引き継ぐ者として、障害児支援に共通する職種として新設する「児童発達支援管理責任者」に変更する。

(必要な職種)

①指導員又は保育士

指導員又は保育士の総数は、単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。(1人以上は常勤)

障害児の数が10までは、2人以上

障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

②管理者

常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

③児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の猶予措置を講ずる。)(※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。)

3. 設備基準

訓練等に必要な設備、その他の設備及び備品

①指導訓練室

訓練に必要な機械器具等を備えること

②支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること

4. 運営基準(主な変更点)、その他の留意事項

(1) 利用定員を「10人以上」とする。

(2) サービス管理責任者を「児童発達支援管理責任者」に変更する。

(3) 障害者自立支援法の障害福祉サービス(生活介護、就労継続支援など)と一体的に行

うことができるよう、児童発達支援と同様、放課後等デイサービスを加えた「多機能型」を認める。(必要な省令改正を行う予定。)

また、報酬については、改正指定基準(案)を踏まえ、児童デイサービスからの円滑な移行と、学校からの送迎の取扱い、夏休み等の長期休暇とそれ以外のサービス提供時間の違い等を考慮して、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

④ 保育所等訪問支援

<関連資料150～152頁参照>

保育所等訪問支援は、前回の課長会議資料(62頁)においてお示ししたとおり、「保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適用のための専門的な支援を必要とする場合」に、このサービスにより、保育所等の安定した利用を促進させるものである。訪問先は、「保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他の児童が集団生活を営む施設として市町村が認めたもの」とする予定である。

このため、保育所等訪問支援を実施する事業所は、障害児支援の実績があり、訪問担当者は障害児支援に関する相当の知識と経験があることが必要と考えており、児童発達支援を実施する施設・事業所がこの支援を担うなどが想定されている。また、通所利用とは異なり、日々の固定した利用は考えにくく、かつ、前回の課長会議資料(62頁)のとおり、訪問の頻度は時期等によって変化するものと考えており、訪問担当職員の確保を考慮し、弾力的な事業運営が可能となるようにすることが必要である。

こうした考え方を踏まえ、保育所等訪問支援の改正指定基準(案)の概要は次のように考えている。

なお、対象児童は、保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であるが、個別給付のため、保育所等訪問支援を利用するためには保護者の申請が必要であり、保護者の障害受容を図り申請行為を支援するため、障害児相談支援や障害児等療育支援事業等がその役割を積極的に担っていくことが重要であるので、都道府県等においては、こうした趣旨等に鑑み、早期支援を目的とする事業の一層の充実を検討されたい。

○ 保育所等訪問支援の指定基準(案)について

1. 基本的な考え方

保育所等訪問支援は、事業運営を弾力的に行うことができるよう基準を設定。

2. 人員基準

訪問支援を担当する者として、訪問支援員を配置するが、ニーズや事業規模に応じて必要な数を置けばよいこととする。

また、訪問支援を計画的かつ効果的に提供するため、個々のニーズに応じた個別支援計画を策定し取り組むこととし、「児童発達支援管理責任者」を配置。

(必要な職種)

①訪問支援員

事業規模に応じて必要な数

(訪問支援員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、心理担当職員等とする。)

②管理者

原則として管理業務に従事するもの。(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)

③児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可とする。児童発達支援管理責任者が訪問支援を行うことは妨げないが、同一人物が全ての職種を兼務することは不可とする。なお、配置に当たって一定の猶予措置を講ずる。)

(※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。)

3. 設備基準

事業の運営に必要な広さを有する区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品を設ける。

4. 運営基準 (主な点)

児童発達支援センター等と基本的に共通であるが、

(1) 利用定員の規定は設けない。

(2) 「身分を証する書類の携行」の規定を追加する。

また、報酬については、サービス提供時間ではなく、訪問支援の回数を単位に算定する方向で、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(3) 障害児入所支援について

入所による支援については、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるようにするため、「障害児入所支援」に再編することとしている。この障害児入所支援には、障害児に対し、「保護、日常生活の指導及び知識技能の付与」を行う福祉型障害児入所施設による支援と、加えて「治療」を行う医療型障害児入所施設における支援があり、それぞれの概要については、次のとおりである。

①福祉型障害児入所施設

<関連資料154～156頁、158～165頁参照>

福祉型障害児入所施設は、障害児入所施設に入所する障害児に対し、改正法上、「保護、日常生活の指導、知識技能の付与」(改正法第7条第2項)を行うものと定義され

ており、児童福祉法上の児童福祉施設（改正法第42条）として、改正法施行前の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設の移行先として想定されているところである。

福祉型障害児入所施設は、前回の課長会議資料（66頁～67頁）においてお示したとおり、「重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援の充実」を図り、地域に開かれた施設を目指していくことが重要である。

なお、対象となる障害児は、今回の改正法により、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）」（改正法第4条第2項）と変更されたところであり、支援対象の考え方は障害児通所支援と同じく、手帳要件を必要としないものである。また、障害児は、原則、満18歳に満たない者をいうが、都道府県等が引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、本人からの申請により満20歳に達するまでの間、障害児入所施設の支援を受けることができるようになっている。（ただし、障害者自立支援法の療養介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。）

一般の改正法により、障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援を強化することが必要であり、こうした考え方を踏まえ、福祉型障害児入所施設の改正指定基準及び改正最低基準（案）の概要は次のとおりである。

なお、改正後のこれらの実施基準（案）は、現行の支援水準が維持できるよう、現行の人員基準等を基本的に踏襲しつつ、障害の種別について一定の弾力化を図るものとなっているが、今後、一元化後の施設の基準の在り方について関係者の意見を伺いながら別途検討することとしているところである。

○ 福祉型障害児入所施設の改正指定基準及び改正最低基準（案）について

1. 基本的な考え方

福祉型障害児入所施設は、現行の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されるため、これらの施設が円滑に移行できるよう、主たる対象とする障害を定めた場合に現行の基準を踏襲し、支援水準の低下を来さないようにするとともに、他の障害にも対応できるように弾力化。

2. 人員基準

基本的な支援職員である児童指導員及び保育士の基準については、現行の各障害別に設定された基準を踏襲。さらに、他の障害を受け入れた場合に、その障害に該当する基準を適用。

また、自閉症児に対する医師、看護師など適切な支援が提供できるよう、各障害に応じて専門職種を引き続き配置するとともに、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的に支援が提供されるよう、「児童発達支援管理責任者」を新たに配置。

(必要な職種)

①嘱託医 1人以上

(主たる対象とする障害を知的障害(自閉症を含む)とする場合は、精神科、主たる対象とする障害を盲ろうあとする場合は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者とする。)

②主たる対象とする障害を自閉症とする場合には、医師1人以上

③児童指導員及び保育士

ア.主たる対象とする障害を知的障害(自閉症を含む)とする場合

児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を4.3:1で除して得た数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

(30人以下を入所させる施設の場合、さらに1人以上加える。)

イ.主たる対象とする障害を盲ろうあとする場合

児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳幼児の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

(35人以下を入所させる施設の場合、さらに1人以上加える。)

ウ.主たる対象とする障害を肢体不自由とする場合

児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

(※) 主たる障害以外の障害に対応する場合の必要数の考え方(案)

主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

児童指導員及び保育士の必要数の算定については、各障害別の人員基準により算定された員数の合算とし、具体的には次の例のとおりとする。

例：主たる障害が知的障害の施設(定員50人)で知的障害児40人、

盲ろうあ児(少年)10人を受け入れる場合

児童指導員及び保育士の総数

知的障害40人 \div 4.3人+盲ろうあ10人 \div 5人=11.3 \approx 11人

(小数点以下は四捨五入)

④看護師

主たる対象とする障害を自閉症とする場合には、おおむね障害児の数を20で除して得た数以上

主たる対象とする障害を肢体不自由とする場合には、1人以上

⑤栄養士 1人以上（40人以下の施設は置かないことができる。）

⑥調理員 1人以上（調理業務の全部を委託する施設は置かないことができる。）

⑦職業指導員 障害児の年齢、適性等に応じて職業指導を行う場合

⑧心理指導担当職員

心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合

⑨児童発達支援管理責任者 1人以上

（業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、配置に当たって一定の猶予措置を講ずる。）

（※「（4）児童発達支援管理責任者の配置について」を参照。）

3. 設備基準

現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準を原則として踏襲。

（1）居室

定員4人以下（乳幼児6人以下）

障害児1人当たりの床面積4.95㎡以上（乳幼児3.3㎡以上）

障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする

（2）日常生活に必要な設備、その他の設備

①調理室、②浴室、③便所

④医務室

主たる対象の障害が知的障害又は盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

⑤静養室

主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

⑥主たる対象の障害が知的障害及び盲ろうあであって、障害児の年齢、適性等に応じ職業指導を行う場合には、職業指導に必要な設備

⑦主たる対象の障害が盲ろうあ又は肢体不自由の場合には、訓練室

⑧主たる対象の障害が盲ろうあの場合には、遊戯室、盲の場合は音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備、ろうあの場合は映像設備

⑨主たる対象の障害が肢体不自由の場合には、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備

（※）なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

4. 運営基準（主な変更点）

- (1) 運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。
- (2) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

また、報酬については、これらの基準（案）を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるように設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるように、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

② 医療型障害児入所施設について

＜関連資料154～159頁、166～169頁参照＞

医療型障害児入所施設は、前回の課長会議資料（66、68頁）のとおり、障害児入所施設に入所する障害児に対し、「保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療」（改正法第7条第2項）を行うものとされている。

医療型障害児入所施設は、児童福祉法上の児童福祉施設（改正法第42条）であり、改正法施行前の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されているところである。

なお、医療型障害児入所施設の対象は、「知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（重症心身障害児）」（改正法第7条第2項）とされており、手帳要件を求めないこと等は、障害児通所支援と同様である。また、福祉型障害児入所施設と同じく、引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、本人からの申請により満20歳に達するまでの間、支援を受けることができるようになっている。

医療型障害児入所施設は、専門医療と福祉が効果的に相まって提供されている実態があり、現行の主たる対象とする障害以外を受け入れることには、専門医などの医療体制の確保が必要となるなど、福祉型に比較すると一元化への困難度が高いが、今般の改正法の趣旨を踏まえて、可能な範囲で他の障害への対応を図るとともに、専門性の強化や障害者施策に繋ぐことを考慮した自立支援の取組を進めていくことが必要である。

こうした考え方を踏まえ、医療型障害児入所施設の改正指定基準及び改正最低基準（案）の概要は次のとおりである。

なお、改正後のこれらの実施基準（案）は、福祉型と同様に、現行の人員基準等を基本的に踏襲しつつ、障害の種別について一定の弾力化を図ることとしているが、今後、一元化後の施設の基準の在り方について関係者の意見を伺いながら別途検討することとしているところである。

○ 医療型障害児入所施設の改正指定基準及び改正最低基準（案）について

1. 基本的な考え方

医療型障害児入所施設は、現行の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されるため、これらの施設が円滑に移行できるよう、主たる対象とする障害を定めた場合に現行の基準を踏襲し、支援水準の低下を来さないようにするとともに、他の障害にも対応できるように弾力化。

2. 人員基準

医療法に規定する病院として必要な職員を配置するとともに、福祉部門を担当する児童指導員及び保育士の基準については、現行の各障害別に設定された基準を踏襲。さらに、他の障害を受け入れた場合に、その障害に該当する基準を適用。

また、例えば、肢体不自由児及び重症心身障害児に対する理学療法士又は作業療法士のように、適切な支援を確保するため、各障害に応じて専門職種を引き続き配置するほか、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的に支援が提供されるよう、サービス管理責任者に相当する者として「児童発達支援管理責任者」を新たに配置。

（必要な職種）

①医療法に規定する病院として必要とされる従業者

同法に規定する病院として必要とされる数

②児童指導員及び保育士

ア.主たる対象とする障害を自閉症とする場合

児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を6.7:1で除して得た数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

イ.主たる対象とする障害を肢体不自由とする場合

児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

ウ.主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合

児童指導員 1人以上

保育士 1人以上

③理学療法士又は作業療法士

主たる対象とする障害を肢体不自由又は重症心身障害とする場合には、1人以上

④職業指導員 障害児の年齢、適性等に応じて職業指導を行う場合

⑤心理指導担当職員

主たる対象とする障害を重症心身障害とする場合には、1人以上

⑥児童発達支援管理責任者 1人以上

(業務に支障がない場合には、他の職務との兼務可。なお、一定の経過措置を講ずる。) (※「(4) 児童発達支援管理責任者の配置 (案) について」を参照。)

(※) 主たる障害以外の障害に対応する場合の必要数の考え方 (案)

主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

児童指導員及び保育士の必要数の算定については、各障害別の人員基準により算定された員数の合算とし、具体的には次の例のとおりとする。

例：主たる障害が肢体不自由の施設 (定員 50 人) で肢体不自由児 (乳幼児) 40 人、
自閉症児 10 人を受け入れる場合

児童指導員及び保育士の総数

$$\text{肢体不自由児 } 40 \text{ 人} \div 10 \text{ 人} + \text{自閉症児 } 10 \text{ 人} \div 6.7 \text{ 人} = 5.49 \approx 5 \text{ 人}$$

(小数点以下は四捨五入)

3. 設備基準

現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準を原則として踏襲。

(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備

同法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室

(2) 日常生活に必要な設備、その他の設備

①静養室

主たる対象とする障害を自閉症とする場合には静養室

②屋外訓練場等

主たる対象とする障害を肢体不自由とする場合には、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備 (他の適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備
また、階段の傾斜を緩やかにすること。

(※) なお、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。

4. 運営基準 (主な変更点)

(1) 運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類」を追加する。

(2) 「児童発達支援管理責任者の責務」を追加する。

また、報酬については、これらの基準（案）を踏まえ、これまでの支援水準を維持できるように設定するとともに、各障害に応じて専門的な支援を提供できるように、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(4) 児童発達支援管理責任者の配置について <関連資料132頁参照>

今回の改正法により、①通所支援は、在宅の障害児に対する教育、医療や就労との連携したトータルプランの中で中心的な役割を担うべきものであり、特に特別支援学校等で作成する個別教育支援計画との一体性が必要となること、②入所支援は、自立（地域生活移行）に向けたスキルアップを図るための効果的な支援や、地域生活移行に向けた様々なサービスを活用した支援プランの策定が必要なこと等、それぞれの支援目標に応じた個別プログラムの策定及び評価が重要であることから、これを管理する者として児童発達支援管理責任者を配置することとしている。

児童発達支援管理責任者は、障害児支援に関する専門的な知識・経験があつて、個別支援計画の作成・評価などの知見・技術があることが必要と考えていることから、障害者自立支援法のサービス管理責任者の要件と同じく、一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了を要件とする予定である。

具体的には、①実務経験は、障害児施設等において利用者に対して直接サービス提供を行う業務や相談支援業務等を想定しており、②児童発達支援管理責任者研修については、サービス管理責任者研修と同等のものとし、内容については今後定めることとしている。

ただし、施行後直ちに、研修を修了した者を確保することが困難な場合があるので、施行後3年間（平成27年3月31日までを予定）においては、実務経験を有する者のうち、児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了していなくても、この3年間で研修を修了することを条件として、児童発達支援管理責任者の業務を行うことができる経過措置を講ずる予定である。また、過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなすこととしている。

なお、児童発達支援管理責任者は、支援の提供に支障がない限りにおいて他の職務や他に一体的に運営する事業の児童発達支援管理責任者（障害福祉サービスのサービス管理責任者も含む。）との兼務を可能とし、効率的な業務実施を図ることとしている。したがって、報酬については、原則として必要な人員基準を超えて児童発達支援管理責任者を別途専任で配置した場合に、その配置を評価する方向で報酬改定プロセスにおいて検討している。

(5) 18歳以上の障害児施設入所者等への対応について

①障害児入所施設の対応に関する基本的な考え方 <関連資料170～175頁参照>

(ア) 施設・事業者について

今回の改正法により、18歳以上の障害児施設入所者については、平成24年4月から、子どもから大人への支援の継続性を確保しつつ、他の大人の障害者と同様に障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）により対応することとなる。

前回の課長会議資料（71～74頁）においてお示ししたとおり、障害児入所施設の将来の在り方として、①障害児施設として維持、②障害者施設への転換、③障害児施設と障害者施設の併設、の3つの方向性があるが、障害児入所施設のみなし期間中（事業者指定の有効期間の残存期間、例えば、平成18年10月1日に指定を受けた場合には24年9月30日まで）に、これらの中から目標とする施設の在り方を選択し、その施設の在り方に沿って、障害児への支援や、障害者への自立（地域生活移行）に向けた支援の方針を決定することが必要となる。したがって、どれを目標とするかについては、単に将来的な利用見込みのみで判断するのではなく、地域の中で障害児施設をどのように位置づけ、障害福祉サービスにつなげていくかなど、地域全体の障害福祉施策の課題として捉えることが必要であり、施設だけで決定するのではなく、現在の実施主体である都道府県等や、18歳以上の障害者の実施主体となる市町村も含めて十分に協議を重ね施設の在り方と利用者の支援方法等を決定することが重要である。そうした趣旨等から、各都道府県、関係市町村においては、地域の障害児施策の将来の在り方に関わる問題として、障害児施設の決定に当たって積極的な関与をお願いするとともに、その後の施設の目標とする姿を達成するための計画的な取組に対しても必要な支援をお願いしたい。

いずれの形態を選択するとしても、18歳以上の障害者が入所する障害児施設においては、障害者を退所させることなく支援を継続する観点から、施行日までに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（施設入所支援、生活介護等）の指定を受ける必要があるため、都道府県等において事業者指定に関する必要な手続を進めるとともに、障害児施設関係者に対し、施行日において適切な支援が確保できるよう、必要な事務等に関する指導・助言をお願いする。

なお、事業者指定を受ける際には、障害児施設として維持を選択した場合には、18歳以上の入所者についての地域生活等への移行のための計画を、その他の場合には、障害福祉サービスの指定基準を満たすための人員体制を確保するための計画を届出させる方向で検討している。

また、前回の課長会議資料（71～74頁）のとおり、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとし、前回の課長会議資料（71頁）において「5年間」としていた期限について、障害者施設の新体系移行期限や施設運営への配慮から、施行日において新たに受ける事業者指定の有効期間（6年間）を考慮し、その期間を平成30年3月末までとする予定である。この期間中は、支援体制をそのまま継続することも可能なことから、現行のように昼夜一体的なサービス提供を認

めることとしている。さらに、こうした観点から、この経過措置期間中、現行の支援体制を維持して実施する場合には、指定を受けた障害福祉サービスの報酬を適用せず、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行う方向で平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

さらに、設備に関しての基準の適用は、施行日にある施設については、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができるので、念のため申し添える。

(イ) 利用者について

18歳以上の利用者（法律の附則第30条の規定により入所給付決定を受けた者とみなされる満20歳未満の利用者を除く。）については、前回の課長会議資料（72～74頁）でお示ししたとおり、法律の附則第35条により、継続して障害福祉サービスを利用する必要がある場合には、市町村は、本人の申し出により、支給決定に必要な手続を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支給決定事務が施行日までに間に合わない場合や、仮に障害福祉サービスで定める障害程度区分の要件に満たなくても、継続して利用が可能となることを保障している。

一方、報酬については、障害程度区分の判定を受けずに利用することから、現行の報酬上の基準のうち未判定者（又は最も低い基準）が適用されることになることを前回の課長会議資料（72～74頁）において示したが、これに対して支援の継続を懸念する意見等があったことから、前述の（ア）のとおり、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえた一定の配慮について報酬改定プロセスにおいて検討しているところである。

なお、この取扱いについては、通常の手続により障害程度区分認定を行って支給決定した者のうち、判定された障害程度区分に応じた相応しい支援提供体制が整っていない施設の場合についても、障害児施設からの移行型の特例として、前述の（ア）の取扱いを適用することとし、その報酬については、同様に現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

また、支給決定の省略する手続の中には、サービス等利用計画の作成も含まれているため、施行日には計画作成は求めないが、個々の障害の状況等に応じて適切な障害福祉サービスを提供する観点から、①支給決定の更新時においては、特に優先的に計画作成の対象とする、②施行日における障害福祉サービスの支給決定の有効期間について、原則、「1年」とし、早期のサービス等利用計画の対象とするよう促すこととし、この考え方を通知等でお示しする予定である。これにより、支給決定の更新時においては、利用する障害福祉サービスの妥当性を判断した上で、地域生活移行が可能と判断された場合には、当面、継続して利用できるが、計画的に地域生活移行に向けた取組を行う必要がある。

ただし、①の「1年」については、対象者への理解や次回の支給決定の更新手続の平準化を図る必要があるなど、市町村の個別事情により1年では困難な場合があるので、その場合には「2年」でも可とする方向で検討している。

（※関連として「2. サービス等利用計画の導入と障害福祉サービスの利用の組み合わせについて」を参照されたい。）

なお、支給決定の更新時や、利用する障害福祉サービスを変更する場合には、通常の手続により支給決定を行うことになるので、念のため申し添える。

また、施行日の前日に障害児施設等に入所している18歳未満の障害児についても、施行日以降に18歳になる場合でも継続して入所しているのであれば、附則第35条により、18歳になる前日までに本人が申し出ることにより、同様の方法（手続省略）により障害福祉サービスを利用することができるようになっているので、ご留意をお願いします。

②重症心身障害児施設の移行等について

＜関連資料175頁参照＞

重症心身障害児施設についても基本的な考え方は前述の①のとおりであるが、前回の課長会議資料（70頁）のとおり、①重症心身障害児施設の入所者に対応できる障害福祉サービスが限定されている（現行では療養介護）こと、②重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わられるようにするなど、児者一貫した支援が望ましい等の重症心身障害の特性があることから、重症心身障害児施設の移行に当たっての特例として、障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できるような特別な取扱いについても、併せて講ずることとしている。

具体的には、障害児入所施設と療養介護の指定を同時に取れるようにし、①障害児入所施設の職員が療養介護の職員を兼務することにより、必要に応じて同じ職員が継続して支援に関われるようにする、②設備について兼用を可とする、③児者の利用が固定的にならないよう、児者で定員を区分しないなどの基準適用の特例を設ける予定である。

なお、施行日において、他の障害児施設と同様、療養介護の指定を受ける必要があるが、サービス管理責任者が不足するなど、施行後直ちに療養介護の指定基準を満たすことが困難な場合があるので、前述の①のとおり、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとしている。その期間については、他の障害児施設と同じく、事業者指定の有効期間（6年間）考慮して平成30年3月末までを期限とする予定であり、報酬適用に関しても、現行の支援体制を維持して実施する場合には、現行の重症心身障害児施設の報酬との関係を踏まえて、報酬改定プロセスにおいてその水準を検討しているところである。

なお、この取扱いについては、「指定医療機関」においても同様であるので、申し添える。

③重症心身障害児（者）通園事業の移行等について ＜関連資料143～144頁参照＞

前述の（2）の①（ウ）のとおり、重心通園事業についても、18歳未満は児童発達支援事業（又は児童発達支援センターの基準を満たす場合には児童発達支援センター）、18歳以上の障害者については、障害者自立支援法の障害福祉サービス（生活介護等）により対応することになる。重心通園事業は、小規模な実施形態であることや、児者一貫した支援が適切であること等に特に配慮することが必要であり、前回の課長会議資料（58頁）でお示ししたとおり、移行の方法として、現行、障害福祉サービスで実施している「多機能型」の仕組みを適用し、児童発達支援と障害福祉サービスを一体的に行

う多機能型を設けるほか、現行の重心通園事業B型のように定員5人であっても、移行が可能となるよう、児童発達支援と障害福祉サービスを同時に指定が取れるようにするなど、特別な取扱いを講ずることとしている。

具体的には、現行の多機能型は児童デイサービス事業所と、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援事業所等が定期的に事業を行う多機能型事業所の場合に利用定員の合計が20人以上であれば、児童デイサービスの利用定員を5人以上とすることができるものであるが、この児童デイサービスを児童発達支援に読み替え実施できるよう、多機能型に関する指定基準の所要の改正を行うこととしている。

また、重症心身障害児施設と同様、児童発達支援事業と障害福祉サービスの指定を同時に受けて実施できるよう、①児童発達支援事業の職員が障害福祉サービス（生活介護等）の職員を兼務することにより、必要に応じて同じ職員が継続して支援に関われるようにする、②設備について兼用を可とする、③児者の利用が固定的にならないよう、児者で定員を区分しない、④障害福祉サービス（生活介護等）には「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第174号）において最低定員を20人以上とする規定があるが、この場合には最低定員を緩和するなどの基準適用の特例を設ける予定である。

なお、施行日において、障害児入所施設と同様、18歳以上の障害者部分について障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、サービス管理責任者の配置など、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、前述の障害児入所施設の取扱いと同じく、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずることとしている。その期間については、（4）の児童発達支援管理責任者の経過措置期間（3年間）と同様とし、平成27年3月末までを期限とする予定である。

なお、報酬適用については、現行の国庫補助金との関係を踏まえて、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて検討しているところである。

（6）施行に向けた都道府県、市町村の事務処理（案）について

＜関連資料176～184頁参照＞

新しい障害児支援制度の施行に伴い、都道府県、市町村における事務処理に関する基本的な変更点については、次のとおりであり、それぞれの事務に係る実施主体や留意すべき事項等を別紙1～3にまとめているので、今後の事務執行に当たって参考にされたい。

- 障害児支援の実施主体は、障害者自立支援法に基づく在宅サービスや通所サービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、障害児通所支援については、身近な市町村を実施主体とする。（障害児入所支援の実施主体は、引き続き都道府県等）

- 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直しが行われることに伴い、給付費（援護）の実施主体は市町村となる。
- 都道府県等が実施主体の重症心身障害児（者）通園事業は法定化され、児童福祉法の障害児通所支援及び障害者自立支援法の障害福祉サービスの枠組みで対応することとなるため、（5）の③のとおり実施主体は市町村となる。

市町村に移管される事務は、基本的にはこれまで行ってきた障害者自立支援法の介護給付費等に係る事務の取扱いに沿って対応できるものであるが、それぞれの別紙の留意点のように、実施主体の変更により都道府県等からの利用者に関する情報提供等が必要となることや、改正法の円滑な施行を図るためのみなし規定など、通常の実務とは異なり事務執行に注意が必要なものなどがあり、都道府県等と関係市町村が十分に連携しながら、確実な施行に向けて必要な事務を行うことが重要である。

なお、こうした考え方を踏まえた事務処理要領（案）について、年内を目途にお示しする予定である。

<市町村において行う事務>

別紙1・・・児童福祉法に基づく障害児通所給付費の給付決定等

別紙2・・・18歳以上の障害児施設入所者及び18歳以上の重症心身障害児（者）通園事業利用者に係る障害者自立支援法に基づく介護給付費の支給決定等

<都道府県等において行う事務>

別紙3・・・障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定事務

なお、児童福祉法に基づく障害児入所給付費の給付決定等については、従前どおり、都道府県、指定都市、児童相談所設置市において行うものである。

障害児通所給付費の給付決定等について

今回の改正により、障害児通所給付費の事務は都道府県から市町村に移管されるが、事務処理にあたっては、基本的に障害者自立支援法の介護給付費等に係る事務処理要領に沿って行っていただくことになる。

ただし、3でお示ししているみなし通所給付決定に係る事務については、改正法の施行に当たって生じるものであり、通常の事務とは異なる内容であるので、ご留意の上、必要な手続を進められたい。

1 給付決定の実施主体

障害児通所給付費の支給を受けようとする場合は、障害児の保護者の「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）に対して支給申請を行う。（改正法第21条の5の5）

この給付決定を行う市町村が障害児通所支援の実施主体となり、費用の支弁を行うこととなる。

なお、負担割合は、児童福祉法の規定に基づき国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となる。

2 障害児通所給付費の基本的な仕組み

基本的な流れは、次のとおりであり、障害者自立支援法の手続と同様である。

- ① 障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の利用について給付費の支給を希望する保護者は、必要に応じて適切な障害児通所支援の選択のための相談支援を受け、市町村に給付費の支給申請を行う。
- ② 市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、通所給付決定を行う。
- ③ 給付費の給付決定を受けた保護者は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）の指定を受けた障害児通所支援事業者等（指定医療機関を含む。以下、指定事業者等という。）と契約により障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受ける。
- ④ 指定通所支援を受けたときは、
 - ・ 障害児の保護者は、指定事業者等に対し、家計の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払うとともに、
 - ・ 市町村は、指定通所支援に要する費用から利用者負担額を控除した額を給付費として支給する（ただし、当該給付費を指定事業者等が代理受領する方式の場合）。
- ⑤ やむを得ない事由により、①～④の方式の適用が困難な場合には、市町村の措置により障害児通所支援の提供を行う。（改正法第21条の6）

3 みなし通所給付決定について

(1) 障害児通所給付費に関するみなし規定

施行日（平成24年4月1日）に、改正前の障害者自立支援法の児童デイサービスの支給決定を受けている障害児の保護者（満20歳未満で児童デイサービスを利用している場合は本人）及び改正前の児童福祉法の施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている障害児の保護者については、改正後の児童福祉法の通所給付決定を受けたものとみなされる。（以下、当該通所給付決定を「みなし通所給付決定」という。）

ただし、当該障害児の保護者が通常に通所給付決定を受けたときは、この限りではない。

(2) みなし通所給付決定の対象者

平成24年3月31日時点において、下記に該当する者（改正後の障害児通所給付費の給付決定を受けた者を除く。）とする。

① 障害児施設給付費（通所のみによる利用に限る。）の支給決定を受けている障害児の保護者

② 児童デイサービスに係る介護給付費の支給決定を受けている障害児の保護者（満20歳未満の延長特例を受けている場合は本人）

なお、平成24年3月31日で障害児施設給付費又は介護給付費の支給期間が満了する者は、みなし通所給付決定の対象とはならないため、通常の手続により新たに利用する障害児通所支援の通所給付決定を行う必要がある。

(3) みなし通所給付決定の内容

みなし通所給付決定により利用できる障害児通所支援の種類及び支給量については、次のように考えている。

ア 知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種類

未就学児の場合は児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定されている支給量とする。

イ 肢体不自由児通園施設に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種別

未就学児の場合は医療型児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定されている支給量とする。

ウ 指定児童デイサービス事業所等に通所している者

(ア) 障害児通所支援の種類

未就学児の場合は児童発達支援、就学児の場合は放課後等デイサービス

(イ) 支給量

現に決定にされている支給量とする。

(4) みなし通所給付決定の有効期間

障害児施設給付費又は介護等給付費の支給期間の残存期間とする。

(例) 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの支給期間の者

→ 平成24年4月1日から平成24年6月30日まで

※ みなし通所給付決定の有効期間が満了した場合、引き続き通所支援を利用しようとするときは、支給申請を行って通常の手続により通所給付決定を受ける。

※ みなし通所給付決定期間中に新たな通所給付決定をした場合には、通所給付決定日において、みなし通所給付決定の効力が消滅し、新たな通所給付決定が有効となる。

(5) みなし通所給付決定の手続

みなし通所給付決定は、法律上何らの手続を要せずに通所給付決定があったものとされるが、実務上は、対象者の確認が必要であり、都道府県からの情報提供により対象者を把握されたい。情報提供を受ける内容としては、以下のものが考えられるが、市町村において把握できる書類については省略するなど都道府県との調整の上、作業を進められたい。

(情報提供する内容)

- ・ 現行の支給決定に係る申請書、添付資料、受給者証の写し
- ・ 現行の支給決定の際に勘案した事項
- ・ 通常、利用している事業者
- ・ その他、必要な情報

なお、障害者自立支援法の施行時に倣い、みなし通所給付決定されたことや、対象者に対して必要に応じて受給者番号を振り直す等の通知等の手続が必要となると考えているが、具体的な内容については、別途お示しする。

(6) 留意事項

次の者については、経過措置（みなし通所給付決定）がなく、施行日以降も利用を継続するためには、施行日までに通所給付決定を行う必要がある。

- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を利用している障害児の保護者
- ・ 現在の支給決定の有効期間が平成24年3月31日までの障害児の保護者

市町村において、該当者を把握する必要があるため、都道府県は市町村に情報提供するとともに、利用者に対して、通所給付決定等が市町村に代わることや、平成24年4月以降も継続して利用を希望する場合は市町村に申請する必要がある旨を事前に説明しておく必要がある。

別紙2

18歳以上の障害児施設入所者及び18歳以上の重症心身障害児（者）通園事業利用者に係る介護給付費の支給決定等について

これまで児童福祉法による支援を行っていた18歳以上の障害児施設入所者については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、障害者施策（障害者自立支援法の障害福祉サービス）で対応するよう見直しを行うこととしている。

また、重心通園事業の利用している障害児については、児童福祉法の個別給付になり、18歳以上の利用者については、障害者自立支援法の障害福祉サービスで対応することとしている。

この18歳以上の障害児施設入所者への対応（施行日の前日において知的障害児施設等（指定医療機関を含む。）に入所又は入院している者であって、施行日以降に18歳となる者を含む。）及び重心通園事業の法定化に伴い、継続して障害福祉サービスを利用する必要がある者については、市町村において、障害者自立支援法に基づく支給決定を行うこととなるが、事務処理にあたっては、以下の事項について留意されたい。

1 給付費の実施主体

実施主体は、障害児施設入所者が、引き続き障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日の「保護者であった者が有した居住地の市町村」となる。

ただし、18歳を超えてから重症心身障害児施設（指定医療機関を含む。）に新たに入所した者については、当該入所者が「入所前に居住していた市町村」が行うこととする。

また、重心通園事業の利用者であって、障害福祉サービスを継続して利用する者については、「当該利用者の居住地の市町村」となる。

2 支給決定の種類

市町村は、支給決定を行う際に、障害福祉サービスの種類を特定する必要があるが、児童福祉法のサービスに相当する障害福祉サービスは以下のとおりとする。

- ・ 重症心身障害児施設及び肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を除く。）に入所している場合 →療養介護
- ・ 知的障害児施設（自閉症児施設含む）、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設に入所している場合 →施設入所支援及び昼間に実施するサービス
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業からの18歳以上の移行者 →生活介護

なお、市町村は、障害児入所施設及び重心通園事業の移行先の障害福祉サービスを把握

している場合は、その移行を計画している障害福祉サービスを児童福祉法のサービスに相当する障害福祉サービスとして特定して差し支えない。

3 障害程度区分認定に関する取扱い

支給決定にあたっては、市町村は、附則第35条の規定により、本人の申出により障害程度区分の認定の手続を省略することとされているところである。

なお、18歳以上の障害児施設入所者を退所させることなく、同一施設において障害福祉サービスを提供する場合の報酬については、障害福祉サービスの指定基準を満たさない間は、障害程度区分にかかわらず、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、平成24年度の報酬改定プロセスにおいて、その水準を検討しているところである。

また、障害福祉サービスの指定基準を満たし、本来の障害程度区分に基づく報酬単価を算定する場合や、長期の外泊時に居宅介護等の在宅サービスを利用する場合は、その時点で障害程度区分の認定が必要となる。

さらに、重心通園事業からの移行者については、上記の手続きを省略する規定がないため、障害程度区分の認定が必要となる。

4 対象者の把握

市町村は、都道府県からの情報提供により対象者を把握する必要がある。

※情報提供については、別紙1「(5) みなし通所給付決定の手続」を参照。

5 留意事項

施行日の前日において、知的障害児施設等（指定医療機関を含む）に入所又は入院している者は、18歳になる時点において、障害者自立支援法に基づく支給決定を行うこととなるが、前述の3の取扱いと同様、本人からの申出により、市町村は支給決定の手続を省略して支給決定するとされている。（附則第35条）

また、施行の際、都道府県の措置により、障害児施設支援を受けている者は、施行日に身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法の規定による市町村の措置を受けて、又は児童福祉法の規定による都道府県の措置を受けて、障害福祉サービス又は障害児入所支援を受けているものとみなされる。（附則第32条）

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設等の指定事務について

今回の改正により、都道府県等は、①障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定、②18歳以上の対応を図るため、障害者自立支援法の障害福祉サービスの指定を行うことになるが、基本的な事務はこれまでと同様である。なお、障害児施設が障害児通所支援事業者又は障害児入所施設等に移行する場合には、みなし規定があることに留意されたい。

1 障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定

(1) 指定事務の実施主体

障害児通所支援事業者及び障害児入所施設の指定については、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者又は障害児入所施設の設置者（以下「事業者等」という。）の申請により、支援の種類及び事業所ごとに都道府県が行うこととされている。

なお、当該指定は、現行どおり、大都市特例により、指定都市、児童相談所設置市においても実施していただくことになる。

(2) 指定に当たって障害種別の特定の取扱い等

3障害（身体、知的、精神）の垣根のない一本化した指定を行うこととしており、事業者等においては、障害種別にかかわらず、障害児を受け入れることが基本となる。

ただし、一方で、障害特性に応じた支援の専門性の確保にも十分な配慮が必要であることから、支援の専門性を確保するため特に必要がある場合には、障害種別を特定することも可能とする（保育所等訪問支援を除く。）。

事業者等が支援の提供を行う障害種別を特定する場合は、運営規程において「主たる対象とする障害の種類」を明記するとともに、指定申請の際に、その理由を付したものと併せて都道府県に提出するものとする。

なお、「主たる対象とする障害の種類」の範囲については、知的障害（自閉症含む）、盲（強度の弱視含む）、ろうあ（強度の難聴を含む）、肢体不自由、重症心身障害などが考えられる。

各事業者は、「主たる対象とする障害の種類」を定めた場合には、重要事項説明書や広告等により利用者に周知する必要がある。

都道府県、指定都市、児童相談所設置市は、障害特定の申請を受けた場合は、支援の専門性を確保する観点から必要と認められる場合は、障害の特定を認めるものとする。

なお、事業者等における障害種別の特定に係る情報は、利用者が事業者等を選択する際に不可欠な情報となることから、指定に際して公示すべき情報とすることが適当である。

事業者等は、正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならないとしているが、「主

たる対象とする障害の種類」以外の者から利用申込みがあり、その障害児に対して自ら適切な支援を提供することが困難である場合は、その限りではない。

なお、事業者等は適切な支援を提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。

(3) 平成24年4月のみなし指定事務

ア みなし指定の手続

施行日（平成24年4月1日）に改正前の障害者自立支援法において児童デイサービスの指定を受けている事業者及び改正前の児童福祉法において指定を受けている知的障害児施設等については、24年4月1日改正後の児童福祉法上の指定障害児通所支援事業者（支援の種類及び事業所ごと）又は指定障害児入所施設として、みなし指定がなされる。

なお、みなし指定に係る事業者等からの申請は不要であるが、事務処理上必要な書類等については、都道府県等の判断により提出を求めることとして差し支えない。

① 障害児通所支援事業のみなし指定の内容

- ・ 児童デイサービスの指定を受けている者は、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。
- ・ 知的障害児通園施設又は難聴幼児通園施設の指定を受けている施設の設置者は、児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。
- ・ 肢体不自由児通園施設に係る指定を受けている施設の設置者は、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。

みなし指定の有効期間は、改正法の附則において「1年以内」とされているが、具体的な期限については、別途お示しする。

② 障害児入所施設のみなし指定の内容

- ・ 知的障害児施設（自閉症児施設含む）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設除く。）、肢体不自由児施設（肢体不自由児療護施設を含み、肢体不自由児通園施設を除く。）、重症心身障害児施設に係る指定を受けている施設は、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。

みなし指定の有効期間は、その施設が受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

イ みなし指定時における障害種別の特定の取扱い

みなし指定については、円滑な移行を実施する観点から、施行時において、「障害種別の特定」の取扱いを行うこととし、その手続については、都道府県等及び事業者の双方の事務負担を考慮し、特段の届出がない限り、現行において実施している障害種別を特定の障害として実施するものとみなすものとする。

なお、平成24年4月から対象とする障害種別を拡げて実施する場合は、都道府県

等が定める日までに都道府県等に届出を行う必要がある。(施行日以降に拡げる場合も同様。)

(4) 指定に係る留意事項

① 児童デイサービス(多機能型含む。)の指定

現在、障害者自立支援法に基づく指定事務の実施主体は、都道府県となっているところである。24年4月以降の児童福祉法に基づく指定事務の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市になるため、都道府県においては、指定児童デイサービス事業所に係る情報として、指定申請書類、指定決定通知書の写し等を指定都市及び児童相談所設置市に情報提供する必要がある。

② 平成24年4月に必要となる指定

みなし指定に関わらず、次の場合には、施行日までに指定が必要になるので、留意願いたい。

- ・ 前述の(3)アのみなし規定に定めのないサービスを実施する場合
- ・ 新規で障害児通所支援、障害児入所支援を実施する場合

なお、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設や肢体不自由児通園施設において、就学児童に対して支援を行う場合は、放課後等デイサービスの指定の申請は必要とするが、添付書類について、従来と変更がない場合は、都道府県等の判断により省略しても差し支えない。

③ 同一敷地内に複数の事業者等がある場合

同一敷地内に複数の事業者等がある場合は、それぞれみなし指定が適用されるため、みなし指定の有効期間の間は、それぞれの事業者等として取り扱う。

みなし指定の有効期間の終了後は、障害者自立支援法と同様、一つの事業者等として取り扱うことになる。なお、これに対する報酬の在り方については、報酬改定プロセスにおいて検討することとしている。

(5) 指定事務関係スケジュール及び留意事項等

指定事務関係のスケジュールについては、概ね次のとおりと考えているが、都道府県等の事務の進捗状況等を勘案して適宜修正し、計画的に取り組みたい。

- 23年 指定基準に関する条例制定(制定する場合)
- 24年1月 都道府県等において事業者説明会を開催
 - 2月 申請受付開始(みなし指定の対象種別を拡大する場合の届出を含む)申請書類の審査、調査
 - 3月 指定事業者、施設の指定開始
事業者等管理台帳への登録・管理(支援の種類ごとに)
市町村に事業者情報を提供

3月下旬～4月1日 指定事業者・施設の公示

4月1日 施行に伴う指定効力発生

2 18歳以上が利用する障害児施設及び重症心身障害児（者）通園事業への対応に係る障害者自立支援法の障害福祉サービスの事業者指定

(1) 基本的な考え方

18歳以上の者が入所している障害児入所施設等（指定医療機関を含む）及び18歳以上の者が利用している重心通園事業については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応することになるため、平成24年4月から障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業者指定を受ける必要がある。

(2) 指定事務の実施主体

他の障害福祉サービスの事業者指定と同様、平成24年4月以降は都道府県、指定都市、中核市となる。

(3) 留意事項

ア 障害児入所施設

- ① 障害児入所施設の将来のあり方（①障害児施設として維持、②障害者施設に転換、③障害児施設と障害者施設の併設から選択）を決定するとともに、18歳以上の障害者に対する障害福祉サービスの種類を施設の判断によって選択することになるが、決定に当たっては、将来的な施設の在り方、支援方法等について、都道府県、関係市町村と十分に協議することが必要である。
- ② 施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合が想定されるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、施行日において新たに受ける事業者指定の有効期間（6年間）を考慮し、その期間を平成30年3月末までとする予定である。
- ③ その際、障害児施設として維持する場合には、18歳以上の障害児施設入所者の地域生活等への移行のための計画を、その他の場合は、障害福祉サービスの指定基準を満たすための人員体制を確保するための計画を届出させる方向で検討している。
- ④ 18歳以上の者が入所している障害児入所施設がどの類型に移行したかの移行状況等を把握するため、今後、調査を行う予定である。

イ 重症心身障害児（者）通園事業

指定にあたっては、児童発達支援（一部、医療型児童発達支援もあり得る。）と障害福祉サービス（生活介護）との多機能型が想定されるので、障害者自立支援法と児童福祉法の事業による多機能型が可能となるよう、所要の省令改正を予定してい

る。なお、この場合の指定事務は、前述したとおり、自立支援法は都道府県、指定都市、中核市に対し、児童福祉法は都道府県、指定都市、児童相談所設置市と異なるため、都道府県と中核市においては、連携して指定事務を行う必要がある。